

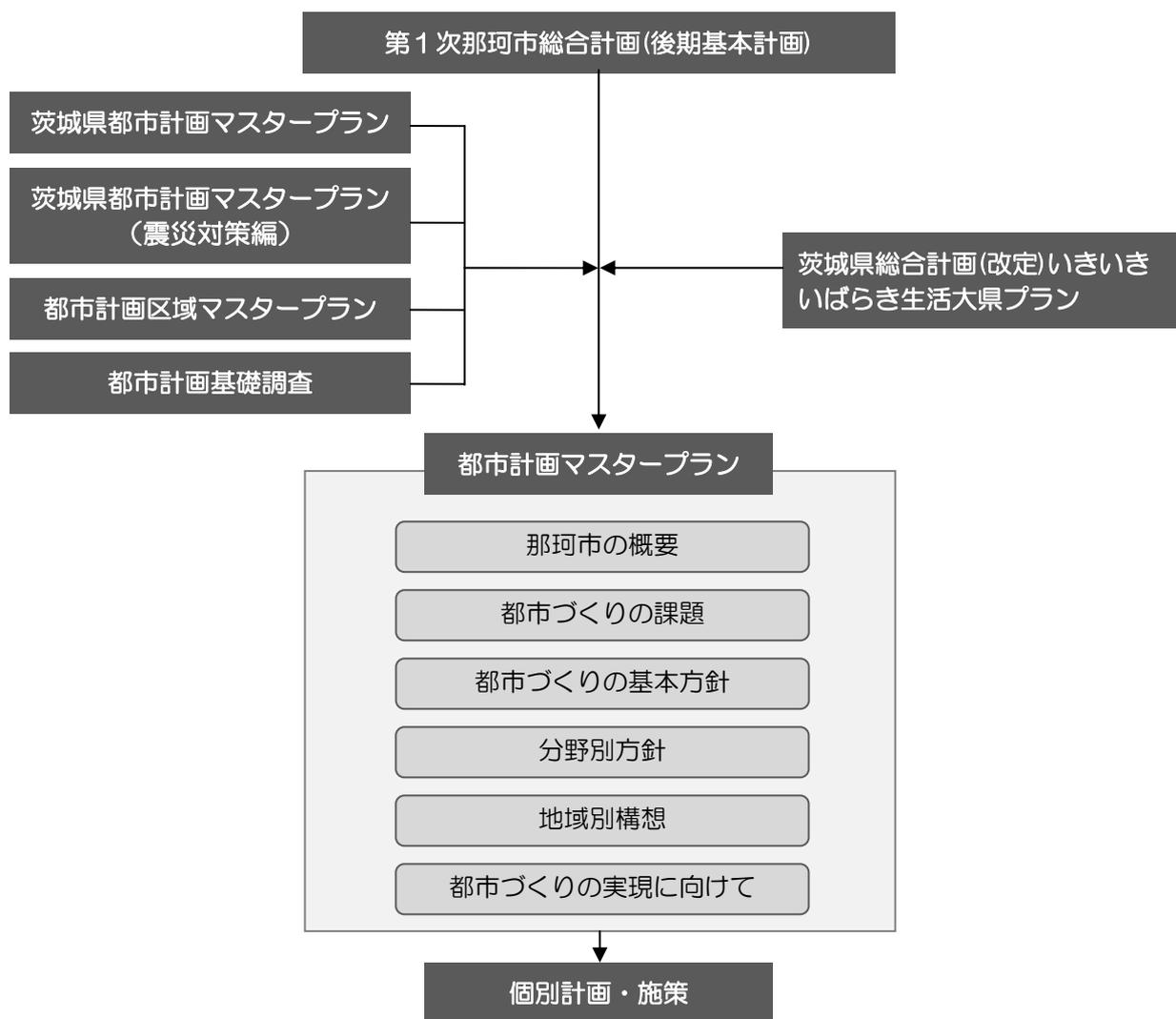
# 序 章 計画策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる市町村の都市計画に関する基本方針です。

本市においては、合併前の那珂町、瓜連町の都市計画マスタープランをもとに、平成 22 年 3 月に都市計画マスタープランを策定しました。今回の改訂では、平成 22 年 3 月に策定した都市計画マスタープランを基本としつつ、人口減少や高齢化を受けた法改正や、事業の進捗に伴う課題の変化等を考慮しながら、新たに都市づくりの理念、都市計画に関する基本方針とともに、地域別の将来像を示します。

なお、都市計画マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後として策定することとされており、平成 22 年 3 月に策定した都市計画マスタープランでは、平成 42 年を目標年次として策定しましたが、本計画においては、これを 5 年延長し平成 47 年を目標年次として策定します。

図表序-1 本計画の位置づけ



### 【都市計画マスタープラン改訂の要旨】

今回の改訂では、策定後の事業の進捗状況、第1次那珂市総合計画後期基本計画の策定、都市を巡る状況の変化等を考慮し見直しを行っていますが、見直しの主なポイントは以下の通りです。

#### (1) 人口減少・高齢化を受けた都市づくりへの対応

- ・市街化区域における都市づくりの方向性として、拡大から集約化を明確にし、「コンパクト化と都市内ネットワークの強化」という方向性を提示しました。
- ・市街化調整区域における集落地域の維持活性化を図るため、区域指定制度の活用を位置づけました。

#### (2) コンパクト化に対応した生活拠点のあり方

- ・市街化区域において「拠点」を設定し、拠点の特性に合わせ、商業・業務、医療福祉等の役割を担う「都市拠点」を位置づけました。
- ・市街化区域内への都市機能、居住機能の集積促進を目指し、「都市機能の誘導に関する方針」を設定しました。
- ・市街化調整区域において、各地域での生活を支える拠点機能の確保を図るため、既存の地域コミュニティ施設等を踏まえ「地域における拠点」を示しました。

#### (3) 関連計画と連携した都市づくりの推進

- ・安全安心なまちづくりへの対応として地域防災計画との連携を位置づけた他、都市計画分野の施策として、都市計画道路や公園等の整備推進を示しました。
- ・都市のネットワーク強化の推進に向け、那珂市地域公共交通連携計画と連携した利用促進策を位置づけました。
- ・PRE(公的不動産)戦略の必要性を踏まえ、公共資産の管理及び運用の適正化を追加しました。